

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月23日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月23日 午前 8時30分から 令和 7年 7月30日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 8月 6日 午前10時00分 場 所 静岡地方裁判所富士支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 8月27日 午前10時00分 場 所 静岡地方裁判所富士支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 8月 7日 午後 1時00分から 令和 7年 8月 8日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則2日間特別売却が実施されます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 230, 000 5, 784, 000	一括	1, 446, 000	67, 180	22, 146
1	5, 980, 000				
2	1, 250, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 富士市富士岡字中島
 地 番 1 7 2 7 番 1
 地 目 宅地
 地 積 3 9 8 . 1 2 平方メートル

- 2 所 在 富士市富士岡字中島 1 7 2 7 番地
 家屋 番号 1 7 2 7 番の 1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 1 5 3 . 7 2 平方メートル
 (現況)
 構 造 木造瓦・一部鋼板葺平家建
 床 面 積 約 1 6 2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 4月22日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件債務者Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地(地番1729番1)との境界が不明確であり、北側通路を使用する際、同隣地を通行している可能性がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 富士市富士岡字中島 |
| | 地 番 | 1 7 2 7 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 8 . 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士市富士岡字中島 1 7 2 7 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 7 2 7 番の 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 5 3 . 7 2 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 構 造 | 木造瓦・一部鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 約 1 6 2 平方メートル |



令和6年（ケ）第38号

令和6年12月25日受理

令和7年 2月 14日提出

現 況 調 査 報 告 書

静岡地方裁判所富士支部

執行官 谷 津 幸 則

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 富士市富士岡字中島 |
| | 地 番 | 1 7 2 7 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 8. 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士市富士岡字中島 1 7 2 7 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 7 2 7 番の 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 5 3. 7 2 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物)。 ☐ 種類: ☒ 構造:木造瓦・一部鋼板葺平家建 ☒ 床面積:約162㎡				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある - ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者(債務者)B 上記の者が本建物を家族とともに住居として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		■債務者B ☐	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(占有者) ☐ ())の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		令和5年3月1日(所有者転居日)	
最初の契約等	契約日	令和5年3月1日	
	期間	令和5年3月1日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
	貸主	■所有者A ☐ その他の者()	
当事者	借主	■占有者B ☐ その他の者()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円(毎 限り 分支払) ☐ 前払(分 円) ☐ 相殺(分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある(□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転賃を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1の土地は、その南側を幅員約3.1mの建築基準法42条2項道路に接面しており、富士市役所建築土地対策課によると物件1の土地側はセットバック済みとのことである。物件1の土地の東側で接する道路は、建築基準法上の道路に該当しない法定外道路である。
- 2 公課証明書には、物件1の土地上に軽量鉄骨造の未登記車庫が存在する旨記載されているところ、物件1の土地の南西端に存在する車庫は、B及びCの陳述、二方が囲まれているのみで構造も公課証明書と異なること等から、公課証明書記載の未登記車庫とは異なる構築物で、建物には該当しないと思料した。
- 3 物件1の土地の北側は通路状になっているが、公図上、物件1の土地に北側で接する赤道は、物件1の北東端までは伸びておらず、物件1の土地と北側隣接地（地番1729-1）との境界も判然としないため、北側通路を使用する際に、上記北側隣接地を通行している可能性がある。また、Cによると物件1の土地北側のブロック塀は、物件1の土地上に北側隣接地所有者が設置したとのことである（写真4参照）。
- 4 物件2の建物は、玄関や廊下の床がたわんでおり、床が抜けた部分を補強してある箇所も見受けられた。また、外壁の亀裂が見受けられた。
- 5 物件2の建物の北西鋼板葺部分が増築部分に該当するが、建物図面と現況に齟齬があるため、正確な位置関係は判然としない。増築部分には、屋根裏収納が存在する。増築部分は外観上2階があるようにも見えるが、天井高さや固定階段がないことから、階数・床面積に含まれない屋根裏収納に該当すると思料した。
- 6 本物件における主な公法上の規制等、画地の状況、供給処理施設については、評価書を参照されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

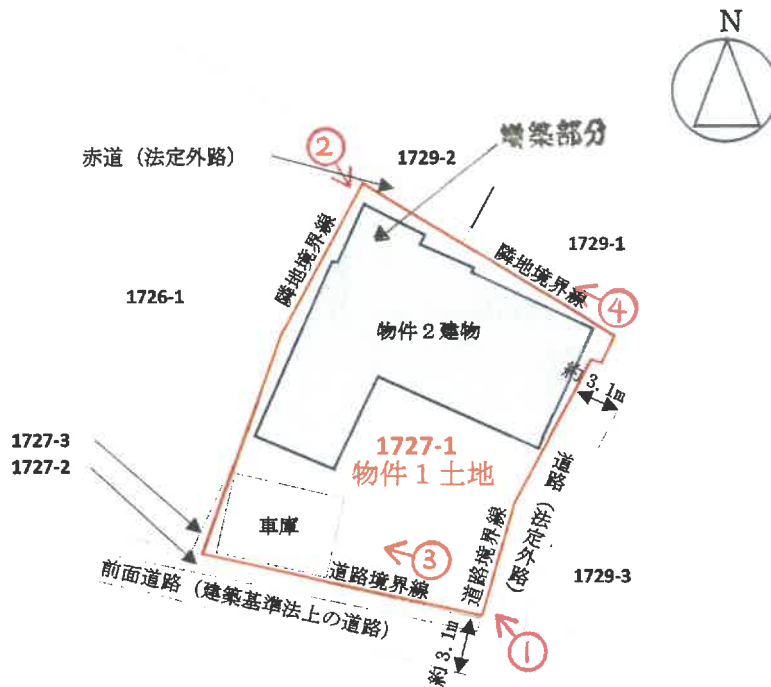
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容(要旨) 等
■ B (債務者兼占有者)	1 本物件には、もともとAが居住しており、私は平成13年からA、Cとともに居住するようになりましたが、AとCは令和5年3月に、荷物を残したまま本物件から退去してしまい、それ以降は私が家族とともに、無償で住居として使用しています。私が本物件に居住することにつき、契約書は作成していません。 2 物件1の土地の南西端に存在する車庫は、もともと存在していた鉄骨造の車庫を取り壊して、平成27年の春頃に設置し直したものです。設置の際、三方を囲うと建物になってしまう可能性があるのですが、二方のみを囲う形状にしたのですが、現在も未登記建物として課税の対象になっているようです。 3 過去に、物件1の土地と西側隣接地との間の境界が問題となったことがありましたが、現在は解決済みです。 4 物件1の土地は、周りの土地よりも高い位置にあるため、浸水被害に遭ったことはありません。 5 物件2の建物の屋根に設置されている太陽熱温水器は、現在使用していません。 6 平成23年の富士宮の地震により、物件2の建物の外壁にひびが入りました。また、物件1の土地にある池にもひびが入ったようで、水が溜まらなくなっていました。 7 物件2の建物は、床がたわんでおり、床が抜けて補強してある箇所もあります。雨漏りや水漏れはありません。 8 物件2の建物内でペットを飼育したことはありません。 9 物件2の建物の屋根裏収納は、長い間、開けたことはありません。
■ C (所有者Aの妻)	1 Bの陳述1～5と同旨陳述 2 物件1の土地の北側に設置してあるブロック塀は、物件1の土地上に北側隣接地所有者が設置したものであるため、買受人がブロック塀を撤去する場合には、北側隣接地所有者に話をする必要があると思います。 3 物件2の建物は、昭和55年頃に北西部分を増築しました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

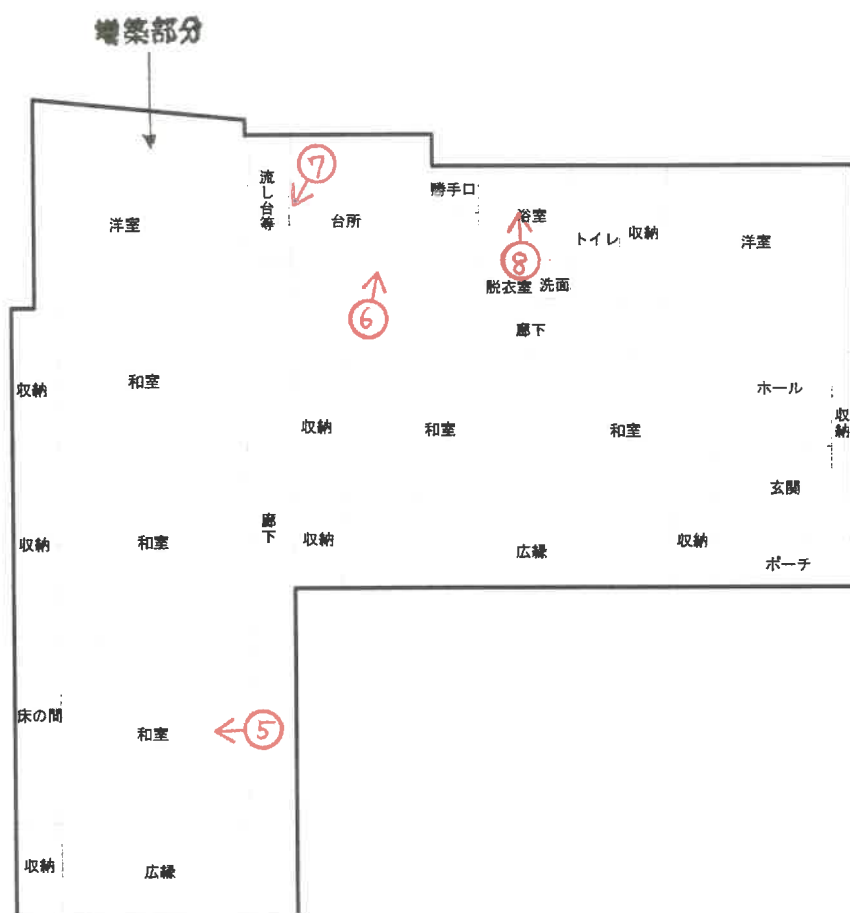
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月25日(水) ：－：	執行官室	富士市役所に対し、本件建物間取図取寄せ申請・受領
7年 1月 8日(水) 15：40－15：50	静岡地方法務局 富士支局	件外土地(1727-2外)登記事項証明書申請・受領 本件土地地積測量図申請・備付けなし 本件土地上の本件建物以外の建物登記有無照会・該当なし
7年 1月 8日(水) 16：00－16：10	富士市役所 建築土地対策課	接道関係調査
7年 1月16日(木) 11：15－11：25	物件所在地	物件特定 写真撮影(外観)
7年 1月30日(木) 8：30－ 8：45	富士市役所 収納課	本件土地上の本件建物以外の建物公課証明書申請・受領
7年 2月 6日(木) 10：30－11：50	物件所在地	占有者B及び所有者の妻Cと面談 占有・間取り・外構・隣接地・接道等現地調査 写真撮影 評価人同行
年 月 日() ：－：		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

建 物 配 置 図



間 取 図



↑ 印 写真撮影方向を示す

写真1



写真2



写真3 物件1の土地南西端の車庫



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



令和6年（ケ）第38号
令和7年2月6日現地調査
令和7年2月14日評価

静岡地方裁判所富士支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西 園 文 人 印

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 富士市富士岡字中島 |
| | 地 番 | 1 7 2 7 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 8. 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士市富士岡字中島 1 7 2 7 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 7 2 7 番の 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 5 3. 7 2 平方メートル |



第1 評価額

一括価格	
金7,230,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金5,980,000円
物件2（建物）	金1,250,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引き渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は、引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番 号	登 記 上	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	構造：木造瓦・一部鋼板葺平家建 床面積： 約162㎡
特 記 事 項		
・ 物件1 土地上に物件2 建物が存する。		

※現況欄に記載なき事項はほぼ登記記載に同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状態等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R東海道本線「吉原」駅の北東方、直線距離にて約3.7km付近に別添「位置図」のとおり所在する。	
付 近 の 状 況	一級河川赤湊川の東岸に位置する郊外住宅地域であり、一般住宅のほか事業所等もみられる。	
主な公法上の規制等（道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	なし（法第22条指定区域）
	その他規制	-
画 地 の 状 況	地 積	398.12㎡
	形 状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約18m、奥行約22m
	地 勢	敷地内はほぼ平坦
	接道状況	下記道路に±0m～+0.5mほどで接面している。
	そ の 他	なし
接 面 道 路 の 状 況	南側：幅員約3.1mの舗装市道（法42条2項道路） 東側：幅員約3.1mの舗装路（法定外路） 北側：幅員約1.5mの舗装通路（法定外路）	
土 地 利 用 の 状 況	・ 物件2建物の敷地に供されている。 ・ 敷地の南西側に車庫（木造）が存する。詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。 ・ 目的外建物の有無： 無	

供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり 注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態であることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込みことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず、供給処理施設を利用している場合や、行政機関における確認事項に疑義がある場合で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。
特 記 事 項	・ 富士市ホームページ（ふじタウンマップ）によると、物件1土地は赤渕川家屋倒壊危険ゾーン（氾濫流）に存している。 ・ 物件1土地の北側は舗装通路（法定外路）に接しており、現況では東側舗装路（法定外路）に接続しているが、公図上、当該通路は北東端まで伸びておらず、東側舗装路とは接続していない。そのため、北側隣接地(地番1729-1)との境界が判然がしておらず、当該通路の通行にあたっては北側隣接地を通行している可能性がある。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月（登記記載）：昭和43年10月28日 経過年数：約56年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕様	構造：木造 屋根：瓦（一部鋼板）葺 外壁：吹付塗装仕上等 内壁：ジュラク等 天井：板貼り等 床：板貼り・畳等 設備：電気、給排水、衛生 その他：なし
床面積	約162㎡
現況用途等	居宅
品等	中位
保守管理の状態	劣る。
建物の利用状況	債務者兼占有者Bが本建物を家族とともに住居として使用している。
特記事項	・Cへの聴取によると、昭和55年頃、建物の北西部について増築を行ったとのことである。当該増築部分には屋根裏収納が存する。尚、当該屋根裏収納部分は、天井高さ、固定階段がない等により、階数・床面積には含まれないと判断した。 ・外観調査の結果、建物の外壁には亀裂がみられ、室内の廊下部分の床はたわんでいる箇所が確認された。また、床が抜けた部分を補強してある箇所もみられた。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が快適性を重視する住宅地域に存するため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1. 基礎となる価格

(1) 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	41,100	0.94	398.12	0.9	13,840,000

ア 標準画地価格

地価調査基準地 富士-14

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $52,500\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/102 \times 100/125 \div 41,100\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時点修正： 公示価格等の時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位+

◇ 地域格差： 街路+、環境+

イ 個別格差： 方位+、画地+、規模△

ウ 地 積： 公簿数量を採用

エ 建 付 減 価： 敷地との適応性、環境との適合性を考慮

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移・動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) エ (ア×イ×ウ)
2	150,000	162	0.05	1,220,000

イ 現況延床面積： 現況及び公課証明書記載数量から判断した。

ウ 現価率： 経過年数、維持管理の状態、建物の構造、用途等を考慮し、査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、評価額を下記のとおり求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ (ア×イ)
1	13,840,000	0.1	使用借権	1,380,000

イ.土地利用権等割合： 土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を物件2建物について10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) (2(1)ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	13,840,000	-1,380,000	/	0.8	0.6	5,980,000
2	1,220,000	+1,380,000	1.0	0.8	0.6	1,250,000
一括価格 (合計)						7,230,000

ウ 占有減価修正：占有による減価は生じていないと判断した。

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性ならびに目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、現況建物の継続使用にあたっては、補修等に多額の費用が想定され、より市場性が劣ると判断されたため、所要の修正を施した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価調査基準地 富士-14

所 在 : 富士市中里字新屋敷1085-3

価 格 : 52,500円/㎡

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 158㎡

供給処理施設 : 上下水道

接 面 街 路 : 東4.0m市道

用 途 指 定 等 : 第一種住居地域

指定建ぺい率60%、指定容積率200%

地 域 の 概 要 : 中小規模の一般住宅等が建ち並ぶ郊外の住宅地域

第7 附属資料

1 位置図

2 公図写

3 建物配置図

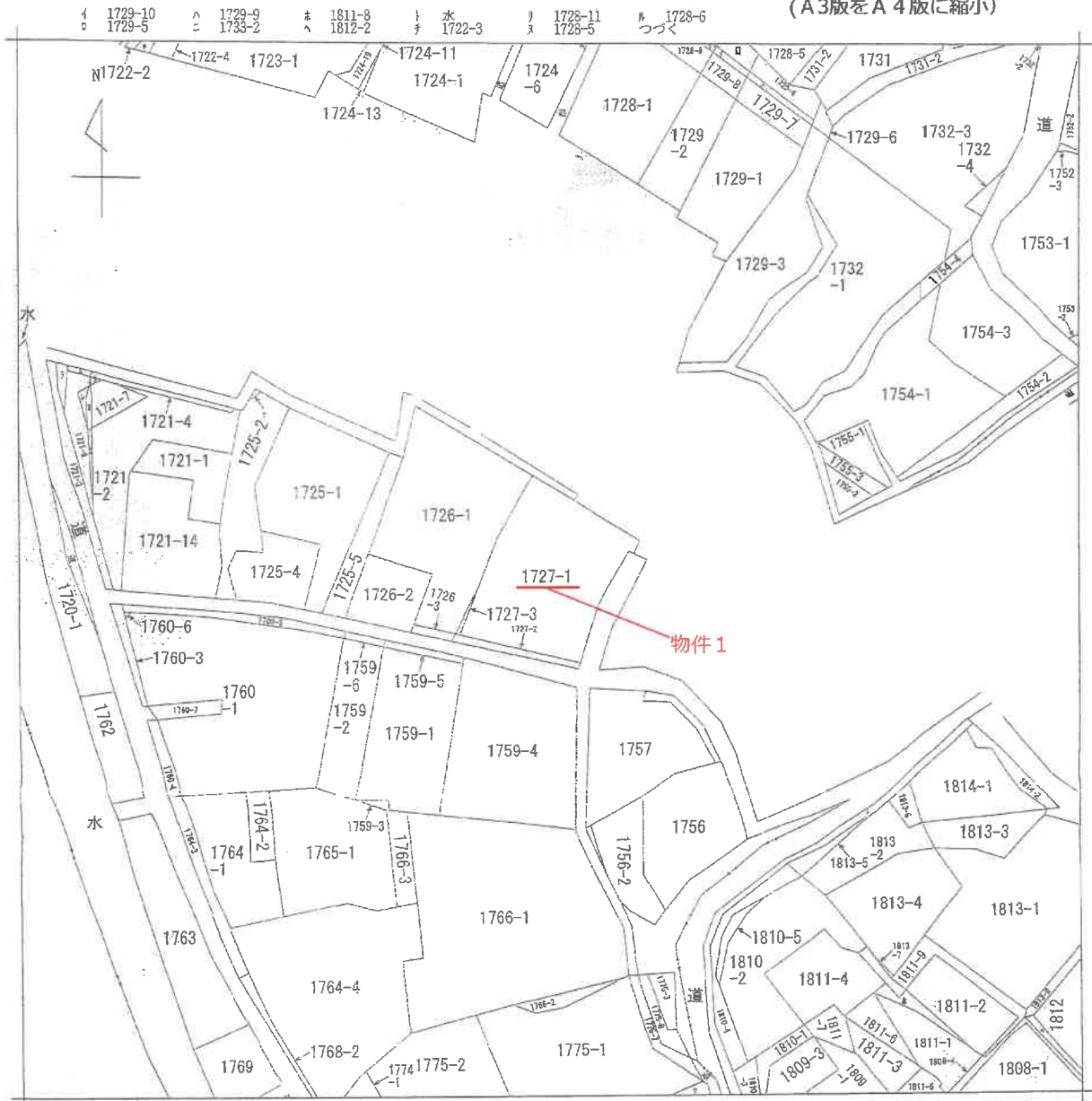
4 間取図

以上



公 図 写

(A3版をA4版に縮小)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	富士市富士岡字中島				地番	1727番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和60年2月20日				備付年月日 (原図)			補記事項		

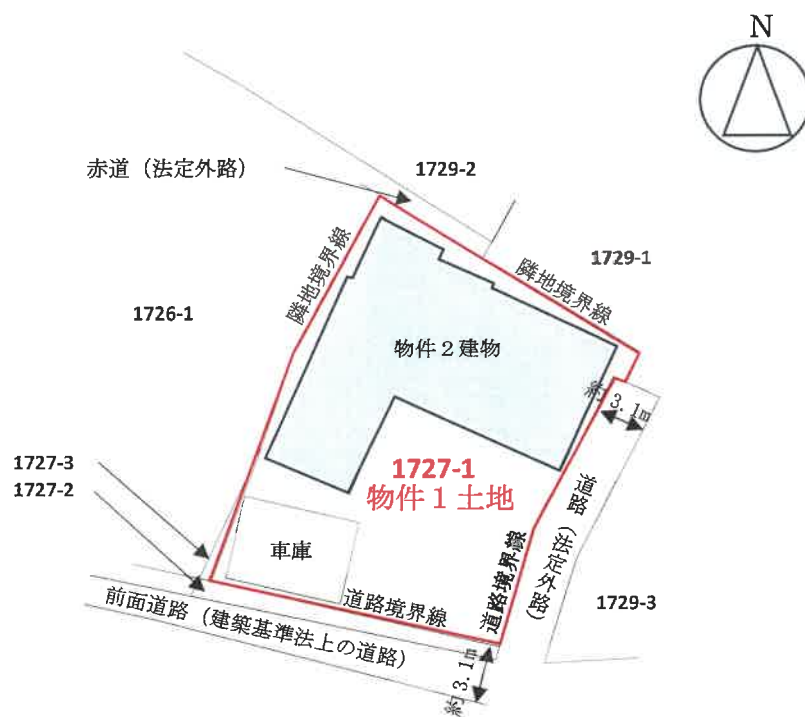
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月21日
静岡地方法律局富士支局

請求番号：17-2

登記官

建 物 配 置 図



※図面と現況とが異なる場合、現況を優先とする。

間 取 図



※図面と現況とが異なる場合、現況を優先とする。